

古文書と共に「はじめて」

古書市へ通っていると時折古文書らしき物を見つける。私が古文書を学ぶ切掛けとなったのはそこで手に入れた古文書からである。古文書を学び始めてからは特別に気にかけて探すようになった。元々価値ある代物ではないが、古文書を読む勉強になるだろうと思いつても分からずに手に入れるのだが、調べてみると教科書にも載っている歴史の「コマ」であったりする。そこからますます興味が広がっていくのである。例えば將軍家宣の遺言書であったり、幕末長州征伐の書簡の記録であったりして、身近にこういうものが散らばっていることに驚いている。次第に面白くなって集まった古文書を解読し解説をつけて冊子にまとめてみようと思いついたのであるが、浅学菲才の身には「言うは易く行うは難し」である。

一方で古文書を個人の所有にしようことは学術的に好ましくないと言ふこともある。価値のないものであれば管理する必要も無いだろうが、価値があるかないか、その評価をすること自体難しいのである。散逸してしまったこの様な古文書がだんだん消滅していくことは事実である。どこかにしまわれていた古文書が市場に出て専門家の目にとまり脚光をあびることもあるが極めて少ない。あちこち彷徨するのはその古文書の運命である。私の手元に来たのも何かの縁といえるだろう。

生涯学習で古文書を学び始めて二年になるが学べば学ぶ程古文書の世界が広がってくる。何かを学ぶことは容易なことではないことがようやく分かってきた。本居宣長は『うひ山ぶみ』のはじめに次のように言っている。

初学者に教へて曰く、
才不才は生れつきたることなれば、力に及びがたし。されど大抵は、不才なる人といへどもおこたらずとめだにすれば、それだけの功は有る物也。又晩学の人もつとめはげめば、思ひの外功をなすことあり。又暇のなき人も、思ひの外いとま多き人よりも、功をなすもの也。されば才のもしきや、学ぶことの晩きや、暇のなきやによりて、思ひくづをれて、止むることなかれ。とてもかくてもつとめだにすれば、出来るものと心得べし。すべて思ひくづをるるは、学問に大にきらぶ事ぞかし。

この「塵も積れば山」式の勤勉努力主義は、平凡にしてしかも永遠の真理を持っている。宣長は実にこの方針でその生涯を貫いたのである。簡単に真似できることではないが、「晩学の人もつとめはげめば、思ひの外功をなすことあり」この言葉は私への励ましになっている。

ここに塵のように積もったものをいくつか紹介してみたい。始めのうちは暗中摸索であったが、時が経つにつれて得た知識で、次第に霧が晴れたように視界が広がってくる。この感覚が古文書の魅力といえるかも知れない。

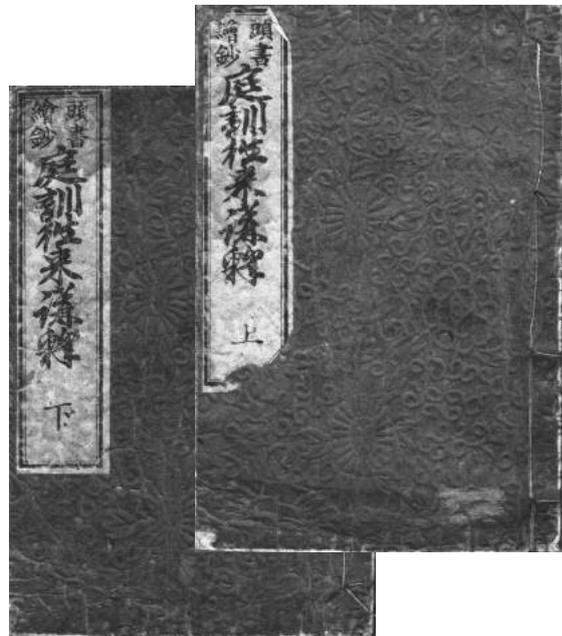
古文書と共に「一」

古文書を学習する者は誰でも江戸時代の寺子屋での教育はどの様であったか知りたいと思うのではないだろうか。そこでの教科書のひとつである庭訓往来はその代表で、古書市の和本コーナーで必ずといっていい程よく見かけるものである。私も興味を持って手にするが簡単に読める代物ではない。本当に当時の子供の教材であったのか疑ってしまう程である。

ある日近所の古書店の棚に解説付きの庭訓往来が置かれていた。挿絵もあり値段も手頃なので購入した。弘化二年刊で表題は庭訓往来講釈という上下二冊、著者は溪斎善次郎こと、浮世絵美人画で有名な溪斎英泉で、挿絵も著者本人である。調べてみると英泉は下級武士として生まれ狩野派の絵師について学んだが、その後狂言作者になろうとした様である。画才文才双方に長けた人物である。

私の住む近くの高円寺南に福寿院という寺がある。ここが英泉の墓所である。大きな石碑がいくつか並んでいるが何の案内もない。何かの縁なので今度寄ったら古文書学習のリポートでいい点が取れるように願ってみよう。この本が積読したままであるのを見つけて、拙者の本を読めと言いかも知れないが。

庭訓往来講釈



庭訓往来

庭訓往来は当初は貴族武士僧侶の子弟の教育のための教科書であったが、江戸時代になると寺子屋が発達して庶民のための教科書としてもっとも普及して使われた教科書といわれている。

成立は室町時代頃、著者は鎌倉後期・南北朝時代の僧玄恵（生年不詳〜一三五〇年）とも伝えるが詳細は不明である。

この版本は漢字には全て仮名がふってあるので読みやすい。古文書を学ぶ者にとって文章に慣れる意味では参考になると思う。寺子屋では何度も繰り返し読み、門前の小僧式に自然と覚えていったのであろうが、現代人にとってはそんな悠長なことではない。版本は古文書ではないが古文書を学ぶひとつの方法ではある。

ほかに実語教、童子教があるがともに平安時代末期から明治初期にかけて普及していた庶民のための教訓を中心とした初等教科書である。いずれも著者は不明であるが、その内容から仏教関係者であると推定され、江戸時代、寺子屋で習字本兼修身書として用いられた。これらも原本では難しいので仮名や解説のついた版本で学ぶのがよいと思う。

手習い風景（庭訓往来講釈 溪斎英泉画）



幕府が指定した教科書『孝行和讃』

孝行和讃は、孝行の徳や重要性を説き、その実践を励まし、さらにこれをもととして親子・夫婦・親類など一家和合をはかるべきことを、七五調・美文体で綴った教訓である。刊年の明らかかなものとしては文化九年の覚蓮社板が最初だが、同書跋文によればそれ以前から施本としてかなり普及していたようである。類本が明治期まで数多く作られている。

作者は九州の幕府領の支配にすぐれた功績を残し、なかでも異彩をはなち領内の敬慕のまよになった塩谷大四郎正義である。文化十三年（一八一六）西国郡代に任じられ、それから二十年九州の豊前・豊後・日向・筑前・筑後の幕府領を支配して、すぐれた手腕をいかんなく発揮した。塩谷大四郎は、清廉潔白な人であって、よく忠孝・仁義を説いて支配地の農民を教え導いた。みずから「孝行和讃」という書物を出版し、これを村の子供の手習いに用いさせ、意味を広くわからせようとした。それだけに彼は人情に厚い人であった。

表紙に「小川半蔵様御廻状之写」と書かれた古文書は天保の改革と時を同じくして山中権十郎（人物不明）という者が書き写したものである。表紙は天保十三年ではあるが文末の子十二月という記述から天保十一年十二月に関東取締出役の小川半蔵が各村役人宛に触れたものである。孝行和讃を各村へ一冊宛配布するので手習い師匠などへこれを使って教えるようにせよ、という触れである。教育の普及でもあり農民の統制でもある。

「関東取締出役（しゅつやく）」とは、関東（関八州）は幕府直轄地、大名領、旗本領、寺社領が複雑に入組んでいるため、幕府は領主支配の上に地域全体の治安権限をもった関東取締出役を文化二年に設置した。八州廻りとも呼ばれた。

小川半蔵様御廻状之写

小川半蔵様御廻状之写(一)

天保十三年八月吉日

小川半蔵様御廻状之写

山中権十郎

天保十三年寅八月吉日

小川半蔵様御廻状之写

山中権十郎

小川半蔵様御廻状之写

其組合寄場宿村江別紙孝行和讃巻冊宛差出し候条
大小惣代寄場役人中ノ組合村江廻状之節右和讃相廻し
村々ニおいて八手習師匠其外子供江孝道弁へさせ度物江
為写取候様取計尤一ト通り者相廻し候得共村々等閑二見流し
手帳等二写取候尤又者世話不致もの万一有之候而不写取
も同様而已ならず却而口費候条不届候間右写之心得違
無之様大小惣代寄場役人方廻文相添相廻し何事も法
徳と心得吳厚世話可被致事
忠孝貞其外農業家業出情寄持もの等有之候ハ

小川半蔵様方御廻状之写

其組合寄場宿村江別紙孝行和讃巻冊宛差出し候条

大小惣代寄場役人中ノ組合村江廻状之節右和讃相廻し

村々ニおいて八手習師匠其外子供江孝道弁へさせ度物江

為写取候様取計尤一ト通り者相廻し候得共村々等閑二見流し

手帳等二写取候尤又者世話不致もの万一有之候而不写取

も同様而已ならず却而口費候条不届候間右写之心得違

無之様大小惣代寄場役人方廻文相添相廻し何事も法

徳と心得吳厚世話可被致事

忠孝貞其外農業家業出情寄持もの等有之候ハ

小川半蔵様御廻状之写(一)

秋刈村先江早々書面を以可被申聞候従上孝行御褒美之儀申上候ものも両三人有之尚此節可申上積取調中二有之候間、其組合内ニも右体之者有之候得八村役人口口ニも相成是又厚差はまり寄持之者取調申立候様右廻状口村之趣可口を候たとへ悪事は人真似いたし候而も其所寄難見逃返シ古障ニ相成候者一同承知之儀且孝行寄持等之儀者尚又真似致し候而も右ニ友とし候筈事ニ付答不口候而者不持当筋ニ候条呉々極上ニ無之共不苦聊たりとも孝行寄持之志し背之もの者不洩様取調可申聞且又農業不情無商売体ニ而風俗不宜ものも有之候得者内々は又申聞可被呉候村方難

小川半蔵様御廻状之写(三)

秋刈村先江早々書面を以可被申聞候従上孝行御褒美之儀申上候ものも両三人有之尚此節可申上積取調中二有之候間、其組合内ニも右体之者有之候得八村役人口口ニも相成是又厚差はまり寄持之者取調申立候様右廻状口村之趣可口を候たとへ悪事は人真似いたし候而も其所寄難見逃返シ古障ニ相成候者一同承知之儀且孝行寄持等之儀者尚又真似致し候而も右ニ友とし候筈事ニ付答不口候而者不持当筋ニ候条呉々極上ニ無之共不苦聊たりとも孝行寄持之志し背之もの者不洩様取調可申聞且又農業不情無商売体ニ而風俗不宜ものも有之候得者内々は又申聞可被呉候村方難

我等廻り村先江早々書面を以可被申聞候従上孝行御褒美之儀申上候ものも両三人有之尚此節可申上積取調中二有之候間、其組合内ニも右体之者有之候得八村役人口口ニも相成是又厚差はまり寄持之者取調申立候様右廻状口村之趣可口を候たとへ悪事は人真似いたし候而も其所寄難見逃返シ古障ニ相成候者一同承知之儀且孝行寄持等之儀者尚又真似致し候而も右ニ友とし候筈事ニ付答不口候而者不持当筋ニ候条呉々極上ニ無之共不苦聊たりとも孝行寄持之志し背之もの者不洩様取調可申聞且又農業不情無商売体ニ而風俗不宜ものも有之候得者内々は又申聞可被呉候村方難

儀ニ不相成様廻村口厚教諭致し改心帰農及ひ候様取計可被遣候通旨候得共右之趣等閑ニ不捨置村役人中深切実意を尽し勤若懲悪御取締之難有御趣意行届候様取計候得者たゝ人の為而已ならず銘々宿村役人相勤居候冥理も可宜旨格別心を用ひ可致取計事右之趣得其意組合村下令受印早々順達当村方我等廻村先江可相返候委細之儀廻村之砌可相演舌候以上

子十二月
小川半蔵 印
大小惣代 中
寄場役人

へ逃げこみ、ほかで悪事をはたらいたものが此方へ来たりする。そのたびに領へ一応照会しなければならぬ。そんなことをしているうちに悪人が何処かへ逐電してしまふ。このままでは人気が悪くなり、長脇差をどうしても防ぐことができない」と言ったのを、羽田藤右衛門が聞いて、「これは捨てておかれぬことだ」と評議して関東取締出役というものができたと書いてある。

出典『江戸幕府の代官』村上 直著

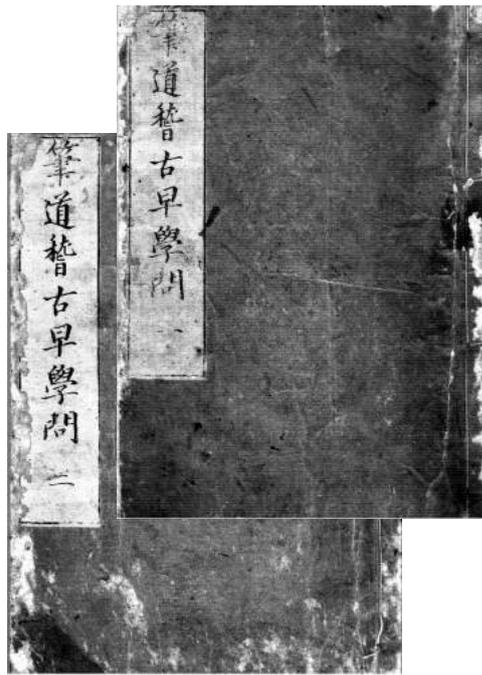
天保の改革

天保十二年に將軍家齊が亡くなると、その機会を待っていたように老中水野忠邦はさっそく改革をおこなうことを宣言した。水野忠邦は松平定信を崇拜し、彼は寛政の改革と、定信が理想とした享保の改革の両方を自分の理想として改革政治をはじめた。まず文武奨励、綱紀肅正、風俗取締り、贖沢品やおごった飲食物などの製造販売禁止、遊芸の取締り、出版物の統制、物価引下げと棄損令、まったく享保寛政両改革を合わせたものであった。

古文書の知識(一) 筆道の流派

江戸時代は「書道」と言わず「筆道」と呼んだ。筆道の流派はいろいろあり、江戸時代に出版された『筆道稽古早学問』という書物には次のように記載されている。

筆道稽古早学問 (著者・版元・刊期とも不明)



二巻 最初の頁



執筆之流



執

筆之流者弘法

道風佐理行成

定家尊円親王

近衛瀧本光悦

近代甲斐志須磨雲

竹養拙正水等也

御家流

これらの中で御家流といわれる「尊円流」の筆法が江戸時代に普及した。鎌倉時代に伏見天皇の皇子・青蓮院(しょうれんいん)尊円入道親王が創始したものである。「青蓮院流」、「粟田流」とも言われ、上代様に基づく力強い筆力で豊満な書体である。その名手松花堂昭乗が江戸幕府に招かれて右筆に伝えたのが始まりで、諸藩に広まり幕府の公式文書の文体に採用された。また寺子屋・私塾の教本もこれを採用したので庶民にも広まった。

諸流筆跡

大師流

諸流筆跡

大師流

法画莫作
衆美奉行

定家流

定家流

うくじの色
あかりさく
山にいでて
春のしら

道風流

道風流

子株松下
雙松亭
心空亭中
竹里

尊円流 (御家流)

尊円流

君子夜深
聲不絶
老翁多眼
鬚相若

近衛流

近衛流

豪帖可造毛筆武
帝不心筆頭是亦
新留于今内法が洛
陽可心筆ホ二三
射令物未山也首

光悦流

光悦流

さき
よの清衣子
法由
是乃之能

瀧本流

瀧本流

風浪吹
舞及明
海子